平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮 した契約の締結実績の概要

平成22年6月14日

独立行政法人労働者健康福祉機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の導入に向け、平成20年度から検討を続けており、建築物の設計に係る契約については、環境配慮型プロポーザル方式を3件実施した。

電気の供給を受ける契約については、労災病院においては、患者の生命及び災害時の早期対応等に関わることで、安定した大量の電力供給が必要となるが、温室効果ガス等による環境負荷に適切に配慮した契約を行うよう、引き続き、「裾切り方式」の導入を検討している。

また、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業に係る 契約については、実績はなかったが、今後、契約を行う場合は、環境に配慮し た調達等を行うよう努めていくこととする。